

非常用自家発電設備等整備工事仕様書

1. 契約件名 非常用自家発電設備等整備工事
2. 工事期間 契約日～令和7年3月10日
3. 工事場所 各務原市大佐野町2丁目58番地 特別養護老人ホーム つつじ苑
4. 概要 非常用自家発電機設置に必要となる基礎工事、機器設置工事、燃料貯蔵設備工事、電気設備工事一式。
5. 非常用自家発電設備について
 - ① 岐阜県が行う「岐阜県高齢者施設等防災・減災対策等補助金」の補助対象事業となること。
 - ② 非常用自家発電設備による電気の供給範囲は別紙1「バックアップ範囲」に示した範囲とする。
 - ③ 停電時は自動で電力供給を開始すること。
 - ④ 発電機の使用可能時間（電力供給時間）は72時間を確保すること。
6. 基礎工事について
 - ① 非常用自家発電機器(切替盤を含む)並びに燃料貯蔵用設備の基礎だけでなく、設置のための基礎工事を行うこと。
 - ② 「岐阜県高齢者施設等防災・減災対策等補助金交付要綱」に基づいた耐震性を確保すること。
 - ③ 各務原市が作成したハザードマップによる浸水等の災害を回避するための対策（架台設置など）を行うこと。
7. 機器設置工事について
 - ① 機器の設置に際しては「基礎ボルト強度計算書」など耐震性が確保されていることが分かる資料を整備すること。
8. 燃料貯蔵設備工事について
 - ① 燃料貯蔵設備に関する法令を遵守すること。
 - ② 発電機が72時間以上使用できるだけの燃料備蓄ができること。
 - ③ 燃料供給のための配管工事を含む。
9. 電気設備工事について
 - ① 電気工事はキューピクル、非常用自家発電機、建物内の分電盤までの配線を行うこと。
 - ② 自動切換盤などで電源を自動的に切り替えられること。
10. 代金の支払い方法
 - ① 代金は工事完了後の一括払いとし、完了検査に合格し、適正な請求書を受領後30日以内に支払うものとする。

11. その他

- ① 当該工事の一部を第三者に請け負わせる場合は、その名称その他指定する事項を通知すること。
なお、工事を一括して第三者に請け負わせることをしてはならない。
- ② 受注者は知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ③ 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合には、担当者と協議の上決定すること。

問い合わせ先

社会福祉法人 各寿会

担当者：杉山 茂

e-mail : s-sugiyama@tutujien.jp

058-371-5141